

第2号様式（第11条関係）

意見公募手続（パブリックコメント）に対する意見等の概要及び検討結果

- 1 案件名：鹿屋市過疎地域持続的発展計画(案)
- 2 意見の募集期間：令和7年10月8日～11月6日（30日間）
- 3 意見提出者： 1人
- 4 意見数： 1件

〈検討結果区分〉

A : 策定案に反映できるもの	件
B : 既に盛り込み済みのもの	件
C : 今後の参考となるもの	件
D : 反映できないもの	件
E : その他感想や質問など	1件
計	1件

番号	意見等の概要	検討結果の区分	意見等に対する検討結果
1	<p>※意見提出者の区分に外れておりますので参考程度にします。</p> <p>鹿屋市の過疎地域持続的発展計画とし特に吾平町輝北に絞ってありますが、過疎地対策は鹿屋市全体の問題であり、いずれ大隅地方全体の緊急的逼迫課題となります。だから一部の問題をして取上げる事に絞ったら無意味な気やすめにすぎません。</p> <p>鹿屋市の中心地域に大型店舗や病院があり、賑やかに見えますが数年で人口は半減します。</p> <p>鹿屋市が実質的な地域浮揚計画に着手すべき問題と言えます。</p> <p>大隅には大きな事業創出の芽がありますが、未だ手つかずで将来を考える頭脳集団組織を考えるべきです。（意見は原文を記載）</p>	E	御意見として承り、今後の市政運営の参考とさせていただきます。